

# 「情報」科目テキストにおける 「情報公開制度」

藤 間 真\*  
志保田 務\*\*  
谷 本 達 哉\*\*\*  
西 岡 清 統\*\*\*\*

## 概要

普通教科「情報」における「情報公開制度」の扱いについて調査するために、文部科学省検定済みの教科書及び関連資料における関連キーワードを調査した。また、教科「情報」の教員育成における「情報公開制度」の扱いについても調査した。

科目設立経緯等から見てある程度予想されたことではあるが、情報 A、情報 B の教科書には情報公開制度についての基礎的な知識すら無く、情報 C の教科書にも言及のないものがあった。また、言及のあるものに関しても表面的な扱いに過ぎなかった。更に、教科「情報」の教員育成における「情報公開制度」の扱いは無に等しかった。

---

\* 桃山学院大学経済学部  
\*\* 桃山学院大学経営学部  
\*\*\* 羽衣国際大学・羽衣学園短期大学  
\*\*\*\* 大阪市立大学大学院創造都市研究科

## 1. はじめに

アメリカ合衆国憲法の起草者の一人であり、「アメリカ合衆国憲法の父」と呼ばれるジェームス・マディソンは、「人民が情報をもたず、情報を入手する手段をもたないような人民の政府というのは、喜劇への序章か悲劇への序章か、あるいはおそらく双方への序章にすぎない。知識をもつ者が無知な者を永久に支配する。そしてみずからの支配者であらんとする人民は、知識が与える権力でもってみずからを武装しなければならない」と言ったと伝えられている<sup>1)</sup>。この言葉は歴史上のことではない。一例を松井茂記の2000年の著作<sup>2)</sup>から引用する：

(前略)

都合の悪い資料は隠す。あるはずだといわれれば、ないと答える。たまたまこの事例では行政側の対応の不適切さがあからさまとなったが、不都合な情報をうまく隠し通せた事例も多いことであろう。

それだけではない。たとえば沖縄返還交渉の過程で、在日米軍基地の返還に伴う費用の負担についてアメリカ政府が負担することになっていたが、アメリカ政府と日本政府の間で、日本政府がこれを肩代わりする密約があったのではないかと問題にされてきた。この問題は、外務省秘密漏洩事件でも焦点となった。そして政府は一貫してそのような密約はないと主張し、なんと裁判でもそのように主張していた。ところが、アメリカでは外交文書は一定の年月が経過すると原則として自動的に公開される制度があり、沖縄返還に関する外交文書も公開された。そのなかに、まさに日本政府がそれを肩代わりすることを示した署名の入った文書が含まれていた。ところが外務省は、それでも依然としてその事件を否定しているのである。外国の政府から、しかも公式の文書として、事実を示す文書が公開されても、なおそのような事実はないと答える。残

## 「情報」科目テキストにおける「情報公開制度」

念ながら、これが現状なのである。

この様な情報操作・隠蔽を排除するための制度が「情報公開制度」である。そして、この種の制度はその内容をきちんと主権者たる国民が認識していないと空文化するのは明らかであり、そのために「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下「情報公開法」）第40条は「政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。」と規定している。この規定では、環境基本法や消費者保護基本法と違い、教育の充実義務が明記されているわけではない<sup>3)</sup>。しかし、その精神を踏まえると学校教育に取り入れられてしかるべきだと考えられる。

さて、平成15年（2003）度より高等学校に新教科「情報」が導入された。この科目に代表される高等学校までの情報教育では、「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」というスローガンを掲げている。すなわち単なるパソコンやWWWの利用を教えるわけではない。特に高等学校普通科目「情報C」においては、文部科学省の『高等学校指導要領解説情報編』（以下『指導要領解説』）に

ここでは、情報社会の中で、多くの情報が公開されており、それらを有効に利用することが求められていることを理解させる。また、プライバシーや著作権などをめぐり様々な問題が生じてきたことを知り、情報の保護に関しての生徒の意識を高め、情報を収集・発信する場合に気を付けなければならない問題点や情報に関する個人の責任について理解させる。

情報の公開については、国、地方自治体、企業などが情報を公開している実態や利用するときの注意点などを理解させる。例えば、公開されて

いる情報を入手する活動を通して、情報の入手方法や取扱いの注意、情報の有用性などについて、生徒に理解させる。

という記述がある<sup>4)</sup>。

この記述と、情報公開制度の重要性を鑑みると、教科「情報」において、情報公開制度、なかんずく客観的情報開示請求制度がどう扱われているか、という疑問が自然に起きてくる。

この疑問を解決するために、我々は教科「情報」における情報公開制度の取り扱いを調査した。その中心は、我々が収集した普通教科情報の、文部科学省の検定を受けた教科書すべて（情報Aの13種、情報Bの9種、情報Cの9種の、合計14社25種）の分析である。更に教科書の関連資料である「教授指導書」や教科「情報」担当教員養成資料を調査した。

## 2. 情報公開制度概説

本章では「情報公開制度」について概観する。

「情報公開」とは、色々な意味を持つ言葉である。たとえば、宇賀克也の『新・情報公開法の逐条解説』の冒頭<sup>5)</sup>を引用すると

金融機関は不良債権について、もっと情報公開を進めるべきであるというように、民間企業によるディスクロージャーの意味で、この文言が用いられる場合もある。また、政府は、住専問題のための公的資金導入の背景に関して情報公開すべきであるというように、必ずしも法的に義務づけられているわけではないけれども、政府のイニシアティブで国民に情報提供すべきであるという意味で、情報公開という文言が使われることもある。さらに、「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」によって国会議員の資産につき情報公開が行われているというように、情報の公表が法的に義務づけられている場合に、こ

## 「情報」科目テキストにおける「情報公開制度」

の文言が使われる例もある。

と種々の用法が挙げられている。また、更に一般化すると、諸団体や個人が web サイト（いわゆるホームページ）を構築して広く一般に公開することも「情報を公開する」と呼ばれる。パソコン操作に関連する分野では、こちらの用法のほうが多用されている。

焦点を情報公開制度や「情報公開法」に絞っても種々の用法がある。続けて『新・情報公開法の逐条解説』から引用すると<sup>6)</sup>：

情報公開法や情報公開条例との関連で用いられる広義の情報公開のなかには、政府の裁量により行われる情報提供制度、私人の開示請求権の行使を前提とせずに情報公表が義務づけられている情報公表義務制度、開示請求権の行使に応じて行われる情報開示請求制度が含まれる。情報提供制度のなかにも、特定人に対するものと一般人に対するものがあり、前者を主観的情報提供制度、後者を客観的情報提供制度と称することができる。情報公表義務制度のなかにも、特定の利害関係人との関係においてのみ情報公表が義務づけられる主観的情報公表義務制度と、一般に情報公表が義務づけられる客観的情報公表義務制度が存在する。また、情報開示請求制度のなかには、特別の利害関係を有する者のみに開示請求権を付与する主観的情報開示請求制度と、請求者の個人的利害関係とかかわりなく国民や住民一般に開示請求権が付与されている客観的情報開示請求制度がある。

(中略)

しかし、情報公開条例の中心をなすのは、情報開示請求制度である。情報公開法においても、第二章「行政文書の開示」が中心を占めており、「行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実」に関する二五条

は、補則に規定されているにとどまる。諸外国の情報公開法においてもこの点は同様である。したがって、情報公開法や情報公開条例を制定することにより情報公開制度を確立するとは、国民や住民に対して、個人的利害関係の有無を問わずに開示請求権を付与することであり、客観的情報開示請求制度を創設することを本質とする。

このことを言い換えると、行政機関の側でこのことを公開すべきだと考えた事項を主権者が受動的に受け取るだけでは不十分であり、行政機関は主権者である住民が能動的に要求する情報を提供することがあるべき姿であり、そのことを通じて行政機関のアカウントビリティが保障される、と言い換えることができる。

なお、個々人に関する情報の「開示請求権」や「訂正請求権」も重要な権利である。しかし、これらの権利は万人に開示請求権を認める「情報公開制度」ではなく、個人情報保護で扱うべきであるという観点から<sup>7)</sup>、本稿では調査の対象としない。

### 3. 初等中等教育における情報教育概観

本章では高等学校までの情報教育について概観する。一般に小学校の段階の教育は初等教育、中学・高等学校の段階の教育は中等教育と呼ばれているが、本稿では両者を一括して初等中等教育と呼ぶ。

#### 3.1. 情報教育の三本柱

初等中等教育における情報教育には、三本柱と呼ばれる中心概念があるので、まずそれらについて述べる：

それらは、「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」という三つの概念である。これらの概要部を『指導要領解説』から引用する<sup>8)</sup>：

## 「情報」科目テキストにおける「情報公開制度」

**情報活用の実践力：**課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力。

**情報の科学的な理解：**情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解。

**情報社会に参画する態度：**社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度。

この表現からも、またここに引用しなかった詳述した部分を参照しても三本柱ともに情報公開制度等の公的な情報機構への認識が浅いと判断せざるを得ない。

まず、「情報活用の実践力」では、公的な情報機構が視野になく、あくまで個人が個人的に情報収集することにとどまっていると言わざるをえない。

また、「情報の科学的な理解」における「科学」とは広義のコンピュータ関連と見ることができ「図書館情報学」や「情報探索行動のモデル化」<sup>9)</sup>等は包含されていないといえる。

さらに、「情報社会に参画する態度」においても公的な情報機構は重視されていないと判断される。

### 3.2. 情報教育の初等中等教育の中での位置づけについて

ここでは、情報教育の初等中等教育の中での位置づけについて述べる。

高等学校普通教科「情報」は三本柱「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」を横断する形で高等学校教育に組み込まれている。新教科「情報」と一口に言うが、実際は普通教科3科目と専門教科11科目からなる。

普通教科「情報」は「情報 A」「情報 B」「情報 C」という 3 科目からなる。普通教科「情報」は選択必修とされている。すなわち、高校生は「情報 A」「情報 B」「情報 C」の少なくとも一つを履修しなければならない。これら 3 科目の違いは、全科目に共通する三本柱「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」のいずれに力点を置いているかにある。ただし、どの科目も三本柱の特定の一つだけを含むのではなく、すべてを踏まえた上で力点の置き方に違いをつけている。

なお、専門教科「情報」には「情報産業と社会」「課題研究」「情報実習」「情報と表現」「アルゴリズム」「情報システムの開発」「ネットワークシステム」「モデル化とシミュレーション」「コンピュータデザイン」「図形と画像の処理」「マルチメディア表現」という 11 科目が含まれる。これらは、職業教育のための科目という位置づけである。

よって、本稿では普通教科「情報」の 3 科目に焦点を絞って報告する。

さて、初等中等教育における情報教育は、高等学校における教科「情報」だけで行われるのではない。小学校・中学校では情報教育に関する独立した教科はないが、下記のように他の教科や総合的な学習の時間に情報教育は組み込まれている。

#### ◎小中学校教育において

**情報活用の実践力**：小学校・中学校を通じての総合的な学習の時間、各教科での活用、中学校での教科「技術・家庭」

**情報の科学的な理解**：中学校での教科「技術・家庭」

**情報社会に参画する態度**：中学校での教科「技術・家庭」「社会」

#### ◎高等学校において

情報教育は新教科「情報」だけで扱うのではなく、下記でも扱うことになっている。



## 「情報」科目テキストにおける「情報公開制度」

情報活用の実践力：総合的な学習の時間、各教科での活用

情報の科学的な理解：教科「数学」など

情報社会に参画する態度：教科「公民」

以上を図で示すと図1のようになる。

我々は、客観的情報開示請求制度を中心とする情報公開制度の学校教育での取り扱いを「情報教育」の範疇と捉えて調査したわけだが、この立場は支配的であるわけではない。たとえば、知る権利の一環であるというところに注目して憲法教育の一環として扱うべきかという論考<sup>10)</sup>もある。また、「政治経済」教育の一環として扱った事例報告<sup>11)</sup>もある。

しかし、情報教育が科目横断的な性格をもつことを踏まえると上記のような事例があることが、「情報公開制度」教育を情報教育の範疇から排除する理由にはならないと我々は考える。

### 4. 高等学校の教科「情報」における情報公開制度

本章では、高等学校に新しく導入された教科「情報」における「情報公開制度」の扱いを見る。

#### 4.1. 新教科「情報」の担当教員養成に関して

本節では教科「情報」の教員養成教育における「情報公開制度」への言及について簡単に検討する。

##### 4.1.1. 大学での教員育成に関して

教員養成カリキュラムのうち、教科に関する科目についてまず見る。大学における教科「情報」の教員養成教育では、教科に関する科目として「情報社会及び情報倫理」「コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）」「情報シス

テム（実習を含む。）」「情報通信ネットワーク（実習を含む。）」「マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）」「情報と職業」という6科目が必修とされている。これらの科目、特に「情報社会及び情報倫理」が「情報公開制度」を含むかについては意見が分かれる。岡本らの科研費プロジェクト<sup>12)</sup>によるモデルシラバスでは個人情報保護との関連で触れられている。しかし、先に指摘したとおり、個人情報保護の手段として情報公開制度を使うことは制度本来の趣旨からずれることにもなるとの見方もあり、制度の紹介として適切であるのかという疑義が残る。更に河村一樹らの『情報科教育法：教職課程テキスト』<sup>13)</sup>での「情報社会及び情報倫理」の解説には「情報公開制度」への言及がない。言い換えると「情報公開制度」、特に客観的情報開示請求制度が教科「情報」の教員育成時における「教科に関する科目」で扱われることについてはあまり期待できないとの判断ができる。

これに関連して、大学における教科「情報」の教員養成教育における教職に関する必修科目「情報化教育法」についても検討してみた。2004年初頭の段階で「情報科教育法」という書名の大学教科書は4点<sup>13, 14, 15, 16)</sup>が出版されている。しかし、どの教科書の索引においても「情報公開制度」という項目がなく、本文においても、情報公開制度への言及は見当たらなかった。

岡本敏雄らは、科学研究費により教科「情報」教員育成の実態について調査を行っている<sup>17)</sup>。この調査では公的な情報機構の教育は調査項目に入っていないが、調査結果の報告から伺うところでは、教科「情報」教員育成の段階で「情報公開制度」に関連した教育内容を持つ大学があることは期待できない。

#### 4.1.2. 現職教員等講習会について

新科目が導入されたことの経過措置として、文部科学省は、数学・理科・農業・工業・商業・水産・家庭・看護の教科の免許状を有する高等学校教員が文部省令で定める情報の教科に関する講習を修了した場合に情報の教科についての高等学校教諭一種免許状を平成15（2003）年3月31日までの特例と

## 「情報」科目テキストにおける「情報公開制度」

して授与した。

この講習内容に関しては、幾かの文献<sup>18, 19, 20, 21)</sup>で見ることができるが、それらで見限りにおいて情報公開制度については、ほとんど言及されていない。

### 4.2. 検定済教科書の分析

本節では、文部科学省の検定に合格した教科書及び関連資料の視点から教科「情報」における「情報公開制度」の扱いについて報告する。

#### 4.2.1. 「教科書」における「情報公開制度」の扱い

具体的な分析を行うため、平成14年（2002）の検定に合格した情報 A の 13種、情報 B の 9種、情報 C の 9種の、合計14社25種の教科書<sup>22)</sup>の分析を行った。

まず予備的に全体像を掴むために、「情報公開制度」に限らず、「情報」を扱う社会的機関が各教科書でどのように扱われているかを見るために、「図書館」「図書/調べ学習」「博物館/公文書館」「情報公開」「情報伝達/発信」「情報提供/開示」「雑誌/図書/教科書」「司書/司書教諭」というキーワードがどこに出現しているかを数え上げた。出現回数の一覧表を表1～3に示す。（「/」で続けたキーワードは、どちらかが出現していれば1回と数えている。また、「情報公開」というキーワードに関しては、広く捕らえるため「公開」「情報の公開」というキーワードも含めた。）

これらの表から読み取れることは、公共の情報活動を支援するための社会装置としての図書館、公文書館、博物館等に関連するキーワードがあまり使われていないことである。

次に「情報公開」というキーワードを発見した部分の前後を確認し、「情報公開制度」への言及であるのかどうかについて確認した。結果、下記の4パターンが発見された：

- 「情報公開制度」への言及がないもの。
- 「情報公開制度」や「情報公開法」という制度や法律名への言及もあり、更に客観的情報開示請求制度の説明もなされているので、請求に応じて情報が公開されることが読み取れるもの。
- 「情報公開制度」や「情報公開法」という制度や法律名への言及はあるものの、客観的情報開示請求制度の説明がないので請求に応じて情報が公開されることが読み取れないもの。
- 「情報公開制度」や「情報公開法」という制度や法律名への言及はないものの、客観的情報開示請求制度の説明があるので請求に応じて情報が公開されることは読み取れるもの。

それぞれの出現回数は表4にまとめたが、特徴的なのは情報A、情報Bの教科書については「情報公開制度」への言及は1種もなく、なんらかの形で「情報公開制度」に言及していたのは情報Cの教科書だけであったことである。ただし、客観的情報開示請求制度の言及がある教科書でも、情報開示に使われる申込書の例や、情報公開制度によって是正された行政の行動に関する記述の例示、演習問題への展開があるものはなかった。

また、「情報公開制度」や「情報公開法」の主要部は客観的情報開示請求制度であることは先述したとおりであるが、その視点からすると、「情報公開制度」や「情報公開法」という制度や法律名への言及はあるものの客観的情報開示請求制度の説明がないので請求に応じて情報が公開されることが読み取れない記述が存在するのはいかがなものかと我々は考える。

#### 4.3. 「教授指導書」における「情報公開制度」の扱い

教科書会社は検定済み教科書を発売すると同時に、学校現場の便宜を図ってその教科書を使用する教諭向けに「教授指導書」を作成することが多い。教科書には文部科学省の検定という制限があるが、「教授指導書」にはそのような制限がないので、比較的自由的な記述が可能である。そこで、その「教授指導書」のうち、入手できたものに関して、教科書で「情報公開」という

## 「情報」科目テキストにおける「情報公開制度」

キーワードが出現している箇所について指導書の対応箇所を確認した。

それらにおいては、教科書本体以上の深みのある言及はなかった。また、情報開示に使われる申込書の例や、情報公開制度によって是正された行政の行動に関する記述も見当たらなかった。

### 5. まとめと今後の課題

現段階の調査によると普通教科「情報」の検定済み教科書における、「情報公開制度」への言及は非常に少なくしかも情報Cに集中している。更に言うなら普通教科「情報」の検定済み教科書全体として「図書館」「アーカイビング」などを始めとする社会的情報機構に関する記述も少ない。このことから、新教科「情報」において、教科設計・内容策定・教科書執筆等に携わる人々の中に社会的情報機構に関連した専門家は少ないのではないかと付度される。確かに、「情報公開制度」の指導要領上での扱いは、情報Cの解説の中に間接的に言及しているだけである。しかし、科目の趣旨と制度の趣旨からしても、教科「情報」を単純なパソコン+インターネット教育から脱却させるためにも、「情報公開制度」などの情報に関わる社会的な仕組みについては、「情報」科目のなかで明確に位置づけられる必要があるのではないかと考える。我々は、その一助として、アンケートなども含め研究を進めていく予定である。

今回の調査では、「情報公開」などのキーワードを単純に抽出して調べた。キーワードとして現れていなくても実質的に客観的情報開示請求制度を始めとする情報公開制度の説明があるのか否かの確認については今後の課題である。また、年次進行的に教科「情報」の教科書の検定が予定されているので、各教科書会社はその検定に向けて教科書の改訂が進められている筈であることを踏まえ、アンケート調査を実施中であり、その結果はまた報告する予定である。

なお、本研究において桃山学院大学法学部寺田友子教授の貴重な御意見をいただいた。また、日本図書館研究会情報システム研究グループの構成員、特に出澤茂博士（桃山学院大学非常勤講師）と本山晶子氏（プロスインターナショナル）の助言を受けた。更に桃山学院大学総合研究所共同研究プロジェクト03共163「世界市民の育成の一環としての情報教育」より援助を受けた。記して謝意を表します。

## 「情報」科目テキストにおける「情報公開制度」

### 注

- 1) たとえば、松井茂記、『情報公開法』, 1996, 岩波書店, p.iii
- 2) 松井茂記、『情報公開法入門』, 2000, 岩波書店, p.3-4
- 3) 宇賀克也、『情報公開・個人情報保護教育』, 「法学教室」, 285 2004.6, p.1
- 4) 文部科学省、『指導要領解説』, 開隆堂出版, 2000, p.71 情報C(3) 情報の収集・発信と個人の責任 ア 情報の公開・保護と個人の責任 の項の解説
- 5) 宇賀克也、『新・情報公開法の逐条解説』第二版, 2004, 有斐閣, p.1
- 6) 宇賀克也、『新・情報公開法の逐条解説』第二版, 2004, 有斐閣, p.2-3
- 7) たとえば、松井茂記、『情報公開法入門』, 1996, 岩波書店, p.223
- 8) 文部科学省、『指導要領解説』 p.15-19
- 9) たとえば、三輪真木子、『情報検索のスキル』中央公論新社, 2003
- 10) たとえば、工藤文三、『政治的リテラシーの育成を目指す政治学習へ』, 「現代教育科学」, 40 (5) 1999.7.5 p.65-68
- 11) 坂上法子、『高等学校「政治経済」における県立文書館の利用』, 「新潟県立文書館研究紀要」, 9 2002.3 p.105-124
- 12) 研究代表者 岡本敏雄 科学研究費補助金基盤研究(C)(1) 研究成果報告書『高校普通科『情報』のための教員養成カリキュラムと教員免許の履修形態に関する研究研究課題番号12898008』, 2001.3, 電気通信大学大学院, p.21
- 13) 河村一樹 斐品正照『情報科教育法：教職課程テキスト』彰国社2003
- 14) 大岩元他『情報科教育法』オーム社, 2001
- 15) 岡本敏雄他『情報科教育法』丸善, 2002
- 16) 本村猛能他、『情報科教育法』学術図書出版 2003
- 17) 研究代表者 岡本敏雄 科学研究費補助金基盤研究(C)(1) 研究成果報告書『高校普通科『情報』のための教員養成カリキュラムと教員免許の履修形態に関する研究研究課題番号12898008』, 2001.3, 電気通信大学大学院
- 18) 本田敏明他『情報教育の新パラダイム』丸善2003
- 19) 文部科学省『平成12年度新教科「情報」「福祉」現職教員等講習会について(通知)』, 2000  
<http://www.kknews.co.jp/maruti/tuuti.htm>
- 20) 『新教科「情報」現職教員等講習会概要』  
[http://www.jyose.pref.okayama.jp/kyoiku\\_shien/jweb/kousyu/gaiyou.htm](http://www.jyose.pref.okayama.jp/kyoiku_shien/jweb/kousyu/gaiyou.htm)
- 21) 中川正樹『情報教育—今おこなわれようとしていること』「情報の科学と技術」50 (8), 2003, p.123-139

22) 一覧表は [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/mokuroku/15/koutou/ljyouhou.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/mokuroku/15/koutou/ljyouhou.htm) を参考のこと。

注で触れなかった参考文献

- 情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議「第1次報告」,  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/002/toushin/971001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/002/toushin/971001.htm)
- 藤間, 志保田, 谷本, 西岡, 『「情報」科目テキストにおける「図書館」』, 『図書館界』, 2004.7, p.120-126
- 藤田和雄, 『情報への権利の具体的展開－神奈川県における教育情報公開事例を素材として』, 『教育の国際化』への今日的課題, 日本教育行政学会, 1993
- 神野武美, 『情報公開－国と自治体の現場から』, 花伝社, 1996



図1 初等中等教育での情報教育（指導要領解説より）



「情報」科目テキストにおける「情報公開制度」

表 1 情報Aの教科書の調査結果

	図書館	図書/雑誌 /教科書	調べ学習	博物館/ 公文書館	情報公開	情報伝達 /発信	情報提供 /開示	司書/ 司書教諭
出版社A	0	0	0	0	0	3	1	0
出版社B	0	1	0	0	0	5	0	2
出版社C	6	9	0	0	0	14	5	0
出版社D	2	3	0	0	0	6	0	0
出版社E	5	0	0	1	0	7	0	2
出版社F	9	3	0	2	0	10	0	0
出版社G	4	2	0	1	2	8	0	0
出版社H	2	0	0	0	2	13	2	0
出版社I	4	0	0	0	3	8	2	0
出版社J	1	1	0	0	0	0	0	0
出版社K	1	1	0	0	8	0	12	0
出版社L	2	0	0	0	2	14	0	0
出版社M	1	2	0	0	0	8	1	0

表 2 情報Bの教科書の調査結果

	図書館	図書/雑誌 /教科書	調べ学習	博物館/ 公文書館	情報公開	情報伝達 /発信	情報提供 /開示	司書/ 司書教諭
出版社A	7	0	0	4	3	2	1	0
出版社B	3	1	0	0	0	0	0	0
出版社C	6	3	0	0	0	4	0	0
出版社E	4	3	0	0	2	2	0	0
出版社F	11	9	0	0	0	4	0	1
出版社G	2	2	0	1	1	1	0	0
出版社I	1	6	0	0	0	2	0	0
出版社J	2	2	0	1	0	2	0	0
出版社L	1	0	0	0	1	1	0	0

表 3 情報Cの教科書の調査結果

	図書館	図書/雑誌 /教科書	調べ学習	博物館/ 公文書館	情報公開	情報伝達 /発信	情報提供 /開示	司書/ 司書教諭
出版社A	1	1	0	0	10	0	0	0
出版社B	1	2	0	0	1	3	0	0
出版社C	3	0	0	0	2	5	0	0
出版社E	3	3	0	0	0	0	0	0
出版社F	5	2	0	0	0	0	0	0
出版社G	1	2	0	0	1	1	0	0
出版社J	0	0	0	0	1	0	0	0
出版社L	2	0	0	0	1	0	0	0
出版社M	1	0	0	0	1	4	1	0

表4 「情報公開」というキーワードの分析

	情報A	情報B	情報C
情報公開制度とは無関係の記述	5	4	3
「情報公開制度」「情報公開法」に言及しているが客観的情報開示請求に言及がない。	0	0	1
「情報公開制度」「情報公開法」に言及して客観的情報開示請求にも言及がある。	0	0	2
「情報公開制度」「情報公開法」という文言はないが客観的情報開示請求の説明はある。	0	0	2

# “Information Disclosure System” in the Textbooks of “Information” Subjects

Makoto TOMA  
Tsutomu SHIHOTA  
Tatsuya TANIMOTO  
Kiyonori NISHIOKA

In order to make a factual survey on how they deal with the ‘Information Disclosure System’ in the general subject-area of ‘Information’, We examined into the keywords in various kinds of textbooks screened by the school board and their reference material. Another survey was carried out in order to find out how they teach the ‘Information Disclosure System’ in the teacher-training course for subject-area of ‘Information’.

As we had anticipated, taking into consideration the procedure how the subject was developed, not even a very basic knowledge of the system was to be found in the information A and information B textbooks and the system is not even mentioned in the information C textbook, whereas in others, the system is only superficially stated. In the teacher-training course, the ‘Information Disclosure System’ is hardly mentioned.